# 愛川町教育委員会

平成27年3月23日

# 愛川町教育委員会3月定例会会議録

- 1 会議日程 平成27年3月23日(月)午後2時00分から午後3時07分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
  - 日程第2 前回会議録の承認について
  - 日程第3 教育長報告事項について
    - (1) 教育長報告事項
    - (2) 平成27年第1回愛川町議会定例会について
    - (3) 愛川町埋蔵文化財調査員設置要綱について
  - 日程第4 愛川町教育基本方針について
  - 日程第5 愛川町いじめ防止基本方針の改正について
  - 日程第6 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
  - 日程第7 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一 部を改正する規則の制定について
  - 日程第8 町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一 部を改正する規則の制定について
  - 日程第9 愛川町図書館構想策定委員会規則を廃止する規則の制定について
  - 日程第10 愛川町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 日程第11 愛川町立公民館館長の任命について(中津公民館)
  - 日程第12 愛川町立公民館館長の任命について(半原公民館)
  - 日程第13 愛川町立公民館館長の任命について(文化会館)
  - 日程第14 平成27年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について
  - 日程第15 その他

# (1) 愛川町特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則の制定に

ついて

4 出席委員 教育委員長 井 上 正 博

委員長職務代理者 平田明美

教育委員 榮利隆一

教育委員 梅澤 秋 久

教育長 熊 坂 直 美

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長 佐藤隆男

参事兼教育総務課長 沼田孝作

生涯学習課長 山田正文

スポーツ・文化振興課長 小島義正

教育開発センター指導主事 井 上 真 彰

指導室指導主事 板 橋 康 史

教育総務課副主幹 馬場貴宏

#### ◎開会

○ (井上委員長) それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会 3月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

# ◎日程第1

○ (井上委員長) 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期でありますが、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○(井上委員長) 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。2月定例会分でございまして、会議録につきましては既にご配付のとおりであります。これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) 特に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。 日程第2、前回会議録の承認について 本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。 なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願い いたします。

## ◎日程第3

- ○(井上委員長) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。
  - (1) 教育長報告事項の説明をお願いします。

――教育長より詳細について説明――

- (井上委員長) これより質疑に入ります。
  - (1) 教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) 特に質疑がありませんので、(1)教育長報告事項についてはご了承願います。

次に、(2) 平成27年第1回愛川町議会定例会についての説明をお願いします。

○ (熊坂教育長) それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

ここでは主に一般質問の関係のお話をさせていただきます。今回は9人の議員さんのほうから一般質問がございまして、教育委員会関係ではそのうちの4名の方からご質問がございました。

主なテーマといたしましては、放課後子ども総合プランについて、それから中津公民館の外履き入館について、それから3人目では運動公園施設の利用についてということと、町の教育理念について、4人目の方が危険ドラッグ防止対策についてと、教訓を生かした防災、減災対策の取り組みについてということで、教育委員会関係のご質問がございました。

答弁の中身につきましては資料がお手元にあるかと思いますが、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

- (井上委員長) これより質疑に入ります。
  - (2) 平成27年第1回愛川町議会定例会について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇(井上委員長) では、特に質疑ありませんので、(2) 平成27年第1回愛川町議会定例会 については、ご了承願います。

次に、(3)愛川町埋蔵文化財調査員設置要綱についての説明をお願いします。

○ (小島スポーツ・文化振興課長) それでは、資料の3でございます。愛川町埋蔵文化財の 調査員設置要綱についてご報告をさせていただきます。1枚の両面の印刷資料となっており ます。

愛川町では現在、文化財保護法に基づきまして、遺物や遺構などの埋蔵文化財を包蔵する 埋蔵文化財の包蔵地、この土地が64カ所、エリアが64カ所ございます。この包蔵地内で住宅 造成だとか住宅建設、こういった工事を行う場合は工事を実施いたします業者などが、工事 の着手前に県の教育委員会のほうに届けをするということとなっております。

この届け出をする際に、市町村が受理経由をいたしまして、県に送付をいたしますもので ございます。県に送付するに当たりまして、町のほうで工事によります埋蔵文化財への影響 が生じるとされた場合は、試掘の確認調査を行うということとされております。この試掘調査を行う場合、考古学の専門知識を持っている方に調査をしていただくということで、この埋蔵文化財調査員という方がいらっしゃいます。

この確認調査をしていただくに当たりまして、従前では文書でその方に依頼をしておりました。しかし、ここで整備をいたしまして設置をいたすものでございますけども、定められた業務を行っていただくというようなことで、新たに要綱の定めをさせていただいたところでございます。

要綱では第2条に、調査員は町の教育委員会の委嘱をすることとしておりまして、第4条で委嘱期間を1年させていただいております。再任は妨げないとしております。

また、調査員への謝金の金額は日額の1万円と定めております。

この要綱は本年の4月1日から施行するものでございます。

雑駁ですが、報告は以上でございます。

- (井上委員長) これより質疑に入ります。
  - (3) 愛川町埋蔵文化財調査員設置要綱について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) 私から、いいですか。

第4条なんですが、委嘱期間を1年とするというふうに書いてあって、ただしの後、年度途中においてからということで、それが次の年度にわたる場合には、例えば3月の初めに委嘱することが起きたとします。当然1カ月では終わらないわけで、それが次の年度になるときは一旦そこで3月いっぱいを委嘱して、また新たに4月1日からまたさらに委嘱するという形になるということですね。

- (小島スポーツ・文化振興課長) 委員長、おっしゃるとおりでございます。
- ○(井上委員長) わかりました。

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) では、ほかにありませんので、(3) 愛川町埋蔵文化財調査員設置要綱についてはご了承願います。

それでは、日程3、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

### ◎日程第4

〇(井上委員長) 次に、日程第4、議案第22号 愛川町教育基本方針についてを議題といた します。

提案者の説明をお願いします。

○ (熊坂教育長) それでは、議案第22号 愛川町教育基本方針についてでございます。

これまで何回かご協議をいただいておりまして、今回最終案としてできましたので、ご審議の上、ご決定をお願いしたいと思います。

ただし、1つ条件がございまして、予算に絡む部分につきましては、施策がそこに幾つか ある中では予算が当然必要なものがございますが、議会の最終日が25日ということですので、 そこで可決された場合ということをお含みの上、ご審議をお願いいたしたいと思います。

なお中身につきましては担当のほうよりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ (井上教育開発センター指導主事) よろしくお願いいたします。

今、お話がございましたとおり、前回、前々回と提出しました資料と同じものでございます。何点か昨年度まで26年度と違う部分がございますので、そこについてもう一度お話したいと思います。8ページをお開けください。

8ページの下、重点施策に基づく具体的方策例のところ、ここにはもともと図書館構想に 関する分掌がございました。それがめどがついたため、今度はブックナビの啓発という分掌 が入っております。ここが変更点でございます。 9ページに関しては変更点ございません。

次、13ページをお開けください。11ページからの各課の重点施策になります。13ページの下(5)の②、「安全・安心の学校づくり、学校環境づくり」の②教育施設の整備・充実でございます。この部分は次年度の、前年度の部分の改修、補修その他の工事が進んでおりますので新しいものが入っております。

丸の最初から、小中学校エアコン設備整備事業の基本・実施設計、2つ目が高峰小学校揚水ポンプの交換工事、3つ目が愛川中原中学校のプログラムタイマー交換工事でございます。 この3つが新しく入ったものでございます。

14ページをお開けください。大きな2、「生涯学習の推進」、(1)生涯学習の推進の③ 図書館事業の充実。ここのところも先ほどと同様に、図書館構想づくりが終わりまして、一 番下のところブックナビの啓発が新しく加わっておるところです。

15ページになります。4、「スポーツ・レクリエーションの推進」。(1)コミュニティースポーツの推進の②スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進のところでございます。

ここのところ2つ目、スポーツ・レクリエーション・フェスティバルの開催が新しく加わっております。これは町民みなふれあい体育大会との1年ごとの開催になりますので、それにかわって入っているものでございます。

最後になります。16ページ。「文化の振興」、(1)芸術・文化の振興の2つ目、「若者 たちの音楽祭の開催」、これが新しく加わっているものでございます。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

- ○(井上委員長) 説明は以上のとおりです。これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。平田委員。
- (平田委員長職務代理者) 5番の「文化の振興」のところの(1)芸術・文化の振興、若 者たちの音楽祭の開催とありますが、これ何かのたたき台がございますか。何もなくてただ こういうのをやるということだけを持ち上げてきているんでしょうか。
- (小島スポーツ・文化振興課長) この若者たちの音楽祭の開催でございますけども、60 周年の記念事業の一環でございます。

町内で今までに若い方々が、こういった音楽活動をする際になかなか発表する場がないというようなことから、その発表する場ということで、今回、このようなことで開催をさせて新年度いただくというものでございまして、本年の11月に町の文化会館のホールで開催をいたすものです。

実行委員会を立ち上げまして、若い方々に自主的に主体性を持たせて開催をしていこうというような案でございます。失礼いたしました12月でございます。

- (平田委員長職務代理者) では、これは毎年やるということではなく60周年のものとして やるものなんでしょうか。
- (小島スポーツ・文化振興課長) ことしが60周年というような年ですので、記念事業の一環でやるんですけれども、継続してやるというようなことを考えております。
- ○(井上委員長) よろしいですか。
- (平田委員長職務代理者) はい、わかりました。
- (井上委員長) そのほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) では、そのほかに質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。 議案第22号 愛川町教育基本方針について、本案を原案のとおり決することにご異議あり ませんか。

### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号 愛川町教育基本方針については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5

○ (井上委員長) 次に、日程第5、議案第23号 愛川町いじめ防止基本方針の改正について を議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○ (熊坂教育長) 議案第23号 愛川町いじめ防止基本方針の改正についてでございますが、 この内容につきましても25日の議会最終日において、愛川町いじめ問題調査委員会、それから愛川町いじめ問題検証委員会の条例が可決された場合ということでお含みをいただきたい と思います。

この基本方針につきましては、既に作成をしておるところでございますが、この中には調査委員会等の記載が今までございません。ここで条例化ができましたらこれを盛り込んでいかなければいけないということで、いじめ防止基本方針を一部変更をしたいものでございます。ご審議の上お認めいただきたいと存じます。

なお、詳細につきましては担当よりご説明申し上げます。

○ (板橋指導室指導主事) それでは1枚お開きいただきまして、先月、全員協議会の中でご 提案させていただきまして、ご意見のほうもいただきまして、主にこの3点の変更というこ とで一番最初のページに改訂箇所一覧ということで、3カ所書かせてもらっております。そ れをもとに内容と照らし合わせながらご確認させていただきます。

6ページ目になります。「教育委員会が実施する措置」の中の(2)いじめの未然防止のための措置の項目の中に③がネットいじめのところが項目だったんですが、「学校のいじめ防止等に向けた取組を推進するためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を促進します」という文言を入れさせていただきます。

町としては26年度より、いじめ対策専門家派遣ということで施策としても実施しておりますので、そこら辺について明記をさせていただいて、きちんと取り組みをしていきますということで書かせていただきました。それが1点目になっております。

それから、次は11ページになります。11ページの3、「調査の趣旨及び調査の主体」の中

の(2)中段より下あたりです。教育委員会が調査主体となる場合の調査組織としてという あたりからの2行目になります。

「この組織の構成員は」というところから、この下の文言を一部修正するものでございます。これにつきましては、先ほど教育長からの説明もありましたとおり条例が可決されましたことを前提に、それに合わせて一部訂正をするものでございます。

合わせまして最後13ページになります。13ページの「町長による再調査等」の中の(1) 再調査の実施の中、そのブロックの一番下の行になります。「町長が認める場合は、「愛川 町いじめ問題検証委員会」において再調査を実施します」という文言への訂正ということで、 主な部分での訂正ではありませんが、ここで1年たちまして関係のものがそろい、実際の町 の施策等も動き出している中で、一部訂正させていただきたいと思っております。よろしく お願いいたします。

○ (井上委員長) 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑ありましたら、お願いします。

# (発言する者なし)

○ (井上委員長) いかがでしょうか。特によろしいですね。訂正の部分についても、よろしいですね。

#### (「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) では、特に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。 議案第23号 愛川町いじめ防止基本方針の改正について、本案を原案のとおり決すること にご異議ありませんか。

# (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号 愛川町いじめ防止基本方針の改正については、原案のとおり可決されました。

# ◎日程第6

○ (井上委員長) 次に、日程第6、議案第24号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○ (事務局) 教育長。

○ (熊坂教育長) 議案第24号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定 についてでございますが、教育委員会の所掌事務の一部に変更ができましたことに伴いまし て規程の一部を修正するものでございます。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、ご審議の上お認めいただきま すよう、よろしくお願いいたします。

○ (沼田参事兼教育総務課長) 議案第24号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてであります。平成27年度の組織機構の見直しに伴いまして教育総務課が所管します幼稚園に関する業務については、子育て支援課に移管することになりますことから、これに伴いまして愛川町教育委員会事務決裁規程、教育長決裁規定で、教育長決裁としている就園奨励金の認定を削除するものでございます。

以上です。

○ (井上委員長) 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑ありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇(井上委員長) 特に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第24号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案 を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定については、原案のとおり可決されました。

# ◎日程第7

〇(井上委員長) 次に、日程第7、議案第25号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○ (熊坂教育長) 議案第25号でございます。愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等 に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、これも24号と同様に、 所掌事務等の一部の変更がございまして規則を改正したいものでございます。

中身につきましては、担当のほうから説明申し上げますので、ご審議の上お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○ (沼田参事兼教育総務課長) 議案第25号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等 に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

先ほど同様、平成27年度の組織機構の見直しに伴い教育委員会が所管しております幼稚園に関する業務を、子育で支援課に移管することになりますことから、これに伴い愛川町教育委員会生涯学習課で所管しております、放課後児童健全育成事業及び児童館に関する業務の文言を、現行に即して改めるため、事務分掌を規定しております愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則について一部を改正するものでございます。

以上でございます。

○ (井上委員長) 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑ありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長) 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第25号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部 を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

# ◎日程第8

〇(井上委員長) 次に、日程第8、議案第26号 町長の権限に属する事務の一部を教育委員 会に委任する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案者の説明をお願いします。

○ (熊坂教育長) 議案第26号 町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則 の一部を改正する規則の制定についてでございますが、1つは現在の所掌事務に合わせた文 言の修正等が今まで行われてこなかった文言が1つございます。それと同時に、新たにこちらに例規をしなければいけないというような内容が出てまいりましたので、これを改正したいものでございます。

詳細につきましては、担当よりご説明申し上げますので、ご審議の上お認めいただきたい と存じます。よろしくお願いいたします。

○ (山田生涯学習課長) 議案第26号 町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

まず先ほど議案第25号で説明がございましたように、生涯学習に関する部分で、放課後児童健全育成事業に関することと、児童館施設に関すること、これをこれまでの形ですとわかりにくいところがございましたので、文言整理をさせていただいたものでございます。さらに、5号に「町誌」という表現で、こちら漢字のほう変えさせていただいたこと。さらには幼稚園に関することを削ったものでございます。

説明は以上でございます。

○ (井上委員長) 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑ありましたら、お願いします。

### (発言する者なし)

- (井上委員長) 私からですが、(5)の「町史」の史を変えたというのは内容的には変わらないんですよね。ただ、今までやってきたことと、これからやっていくことは変わらないけども、この文言にしたほうがより意味合いがはっきりするという意味の変更ですよね、「誌」と「史」の違いというのは。
- ○(佐藤教育次長) 委員長おっしゃるとおりです。こっちの「史」のほうがよりふさわしい だろうということで。
- ○(井上委員長) そうですよね。内容は変わらないんですね。同じことをしているわけで……
- (熊坂教育長) 町の歴史という意味合いからすると、「史」のほうが、よりふさわしいだ ろうということ……
- (井上委員長) そういうことですね。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長) では、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第26号 町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号 町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部 を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

# ◎日程第9

〇(井上委員長) 次に、日程第9、議案第27号 愛川町図書館構想策定委員会規則を廃止する規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○ (熊坂教育長) 議案第27号でございます。愛川町図書館構想策定委員会規則を廃止する規則の制定についてでございますが、愛川町図書館構想策定委員会は町の附属機関に位置づけられておりまして、この策定委員会が役目を終えたということで、条例のほうからも廃止されて削除ということが出てまいります。

したがいまして、これは25日の議会で可決された場合ということを、先ほどと同じように お含みの上、可決された場合には愛川町図書館構想策定委員会の規則を廃止したいものでご ざいます

詳細につきましては、担当よりご説明申し上げますので、ご審議の上お認めいただきたい と存じます。よろしくお願いいたします。

○ (山田生涯学習課長) 議案第27号でございますが、こちらの規則につきましては昨年3月 の定例教委に諮りまして規則の制定をしたところでございますが、2年間、図書館構想のほう、策定を進めてまいりまして、ただいま教育長の説明にもございましたように、その役割 が終了しましたことから、条例の改正と合わせまして、こちらの規則の廃止をするものでございます。

以上でございます。

○ (井上委員長) 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑ありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

# (「はい」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長) では、特に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。議案第27号 愛川町図書館構想策定委員会規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号 愛川町図書館構想策定委員会規則を廃止する規則の制定については、 原案のとおり可決されました。

## ◎日程第10

〇(井上委員長) 次に、日程第10、議案第28号 愛川町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- (熊坂教育長) 議案第28号 愛川町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定 についてでございますが、これまで文化財保護委員の会議につきましては、中身について明 確な定め等がございませんでしたので、今回そこを改正し、明確にしたいものでございます。 内容につきましては、担当よりご説明申し上げますので、ご審議の上お認めいただきたい と存じます。よろしくお願い申します。
- (小島スポーツ・文化振興課長) それでは議案の第28号でございます。愛川町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定ということでございますけれども、この愛川町の文化財保護委員ですけれども、町の文化財保護条例の規定によりまして定員は7名、任期は2年と定めてございます。

この文化財保護委員さんの会議での正副委員長の選任だとか、その他組織の運営等に関する必要の事項については、これまで規則には明記はされてはおりませんでした。そこで昨年4月1日に施行されました町の附属機関の設置に関する条例などによりまして、町の附属機関の多くがこの組織運営等に関する必要な事項については規則で定めているところでございますし、また、この町の文化財保護委員の会議は原則公開というようなことで運営をしてございます。

そうしたことから会議での審議等の円滑化を図ることを目的といたしまして、現行の規則 の一部を改正するということでございます。規則の条文のうち第9条から第14条、これを追 記、追加させていただいております。文化財の保護委員の組織の運営等に関する必要な事項 を、そこで整備をしたいというようなことでございます。

9条では委員の会議の設置、また10条では正副委員長の設置、第11条では委員の会議の運営について、それぞれ定めをさせていただいております。規則は本年4月1日から施行したいというものでございます。

2枚目の資料は規則の新旧の対照表となってございます。右側が改正案を追加条文といた した表でございます。

説明は以上です。

- (井上委員長) 説明は以上のとおりです。 これより質疑に入ります。質疑ありましたら、お願いします。
- ○(平田委員長職務代理者) すごく単純なことをお聞きしちゃうんですけれども、第11条の 4番で「委員会議は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見 を聴くことができる」とありますが、7名の方たちが2年任期でこのような会議を開くのは どのくらいの回数なんですか。必要なときって書いてあるんですけど。
- (小島スポーツ・文化振興課長) 年間で大体4回程度の会議を開催させていただいておりまして、主に文化財の案内板だとか石柱、こういったものの文案を審議していただくとか、また当然、現地調査もございますし、研究、調査をしていただくということで4回程度の開催でございます。
- (井上委員長) そのほか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) では、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。 議案第28号 愛川町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案 を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号 愛川町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11から日程第13 【非公開】

議案第29号 愛川町立公民館館長の任命について(中津公民館)

# 議案第30号 愛川町立公民館館長の任命について(半原公民館)

# 議案第31号 愛川町立公民館館長の任命について(文化会館)

# ◎日程第14 【非公開】

# 議案第32号 愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について

◎日程第15

- (井上委員長) 次に、日程第15、その他を議題といたします。
  - (1)愛川町特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則の制定についての説明をお願いします。
- (沼田参事兼教育総務課長) それでは、資料の4をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、愛川町特別職報酬等審議会の規則の一部を改正する規則であります。教育委員会制度改革によりまして新教育長が特別職となりますことから、表のとおり副町長の次に教育長の文言を加えまして、愛川町特別職報酬等審議会規則の一部を改正するものでございます。

以上です。

○ (井上委員長) 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) では、特に質疑ありませんので、(1) 愛川町特別職報酬等審議会規則の 一部を改正する規則の制定についてはご了承願います。

本日の案件につきましては全て終了いたしました。

各委員からご意見、ご感想等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○ (井上委員長) 特に意見等ありませんか。ないですね。

(発言する者なし)

○ (井上委員長) 事務局で何かございますか。

(「特にありません」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) 特にないです。

それでは、以上で3月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、3月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

なお、次回の定例教育委員会の日程については平成27年4月27日の月曜日、午前9時30分から、201会議室で開催をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成27年4月27日

井上正博 教育委員会委員長 教育委員会 平田明美 委員長職務代理者 榮利隆-教 梅澤秋久 教 委 員 熊坂直美 長 教 育 馬場貴宏 調 整 職 員